

入札告示

札幌市告示第 327 号

札幌駅北口駅前広場施設管理運営業務に係る調達を一般競争入札に付するので、下記のとおり札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示する。

平成 29 年 1 月 31 日

札幌市長 秋元 克



記

1 契約担当部局 〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目1番1号

札幌市建設局土木部道路維持課事業係

電話 011-211-2632

2 入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称

札幌駅北口駅前広場施設管理運営業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所

札幌市北区北7条西3丁目

(札幌駅北口駅前広場、地下歩道及び地下駐車場)

(5) 入札方法

入札は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27・28年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「建物清掃業」業務ランクA、中分類「建物環境衛生管理業」及び小分類「水質検査業」、中分類「警備業」業務ランクA及び小分類「(1)施設警備業・巡回警備（1号）、施設常駐警備（1号）、駐車場整理（1号）」、中分類「建物設備等保守管理業」及び小分類「電気設備保守業」、「機械設備保守業」、「消防設備保守点検業」のいずれにも登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。
 - ア 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 札幌市内に本店又は支店等を有し、かつ、その事業所において、次に掲げる要件を満たすものであること。
 - ア 警備業法第2条第1項第1号に定める警備業務（以下、「施設警備」という。）に係る警備業の認定を受け、又は営業所設置等の届出を行っていること。
 - イ 警備業法第22条第1項に定める施設警備に係る警備員指導教育責任者が、現に常駐していること。
 - ウ 社会保険適用事業所で、かつ、施設警備に従事する労働者（労働基準法第9条に定める者）を、社会保険加入義務のある雇用契約により現に5人以上雇用している

こと。

エ 市内事業所で「建物清掃業」又は「建物環境衛生管理業」の登録を受けた者であること。

オ 市内事業所で清掃作業監督者を、現に常駐していること。

カ 市内事業所で清掃員（社会保険加入者）を現に5人以上雇用していること。

(8) 施設警備の業務遂行に関する賠償責任保険に加入していること。

(9) 告示日を起点とした過去2年間において、一契約当たり防災センター等が設置され、かつ、管理対象面積が1万8千平方メートル以上の施設の管理運営業務の良好な履行実績を有すること。

(10) 配置する業務責任者は、前号(9)に定める施設で、10年以上の実務経験と良好な履行実績を有していること、かつ、防火管理者の資格を有していることとし、本業務の管理事務所に常駐として配置できること。

(11) 本業務に従事する各業務主任は、「札幌駅北口駅前広場施設管理運営業務 仕様書」(以下、「仕様書」という。)[6. 受託者の責務及び業務主任等の資格](6)、(7)、(8)に定めるそれぞれの資格を有するもので、5年以上の実務経験を有することとし、本業務の専任として配置できること。

(12) 本業務の仕様書に適合する受託体制を確立できる者であること。

(13) 事業協同組合等における取扱いについて

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)～(9)に定める資格について、次のとおり取扱う。

ア (7)のウに掲げる要件について、社会保険適用事業所にあつては、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとし、人員にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）に係る人員の合計値とすることができる。

イ (8)に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとするすることができる。

ウ (9)に掲げる要件については、当該組合と組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）に係る契約実績の合計値とすることができる。

4 入札説明書等の入手方法

上記1の場所にて交付する。なお、上記1の場所で交付する期間は、本告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1

78号)に規定する休日(以下、「休日」という。)を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分までとする。

5 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 日時

平成29年2月22日(水) 14時30分

(2) 場所

札幌市中央区北1条西2丁目1番1号 札幌市役所本庁舎地下1階2号会議室

(3) 入札書の提出方法

上記(1)、(2)の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函(紙入札方式)とする。(送付及び電送による提出は認めない。)

6 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 有

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留の上、下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査

(事後審査方式) する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札と見なし、無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。